

(1) オフライン用プログラムにおける道路情報便覧の更新機能の改良①

【目的】

電子申請書作成システム、道路情報便覧表示システム（オフライン用プログラム）の道路情報便覧データを、特殊車両オンライン申請システムと同じ最新バージョンのデータに更新できるよう改良しました。

【オフライン用プログラム追加機能の概要】

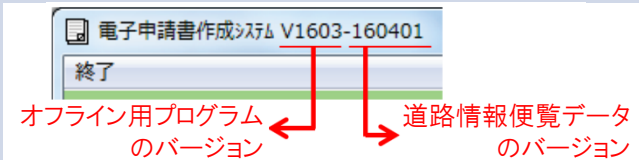
■ 道路情報便覧データの更新機能

電子申請書作成システムの通行経路チェックや道路情報便覧表示システムの路線検索に使用する道路情報便覧データを、最新バージョンのデータに更新できる機能を追加します。これにより、オフライン用プログラムでも、特殊車両オンライン申請システムと同一の道路情報便覧で経路チェックが行えるようになります。

⇒これに伴い、年次更新作業や一部便覧修正の際には、プログラムの更新（再インストール）ではなく、道路情報便覧データの差し替えを行ってください。

※プログラム更新の際、道路情報便覧データは自動的に差し替えられます。

○ オフライン用プログラムの改良内容

No	分類	変更点	運用上の留意点
1	道路情報便覧データの適用バージョンの表示方法	オフライン用プログラムの起動時のタブに「プログラムのバージョン」と「道路情報便覧データのバージョン」を表示します（例） 	➤ 道路情報便覧データの更新は任意です（それぞれのバージョンが最新のものが定期的に確認の上、最新の道路情報便覧データへ更新を行うことを推奨します）
2	道路情報便覧データの更新機能	システム毎に提供するデータファイル名は以下のとおりです <電子申請書作成システム用道路情報便覧データ> • Tkeiro_check.mdb <道路情報便覧表示システム用道路情報便覧データ> • 道路データ.mdb 「データの更新」機能よりデータ差し替えを行います	➤ データファイル名は変更しないでください

(1) オフライン用プログラムにおける道路情報便覧の更新機能の改良②

【更新方法の手順】

- ①道路情報便覧データに関する更新のお知らせや変更箇所情報は、PRサイトに掲載の案内をご確認下さい。
(<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html>)
- ↓
- ②最新の道路情報便覧データをダウンロードします。
(最新バージョンの道路情報便覧データは、各種ダウンロードページのオフライン用プログラム及び資料に掲載します。)
- ↓
- ③操作マニュアルに従って、「データの更新」機能を用いて道路情報便覧データを差し替えます。
(操作マニュアルVer.2016-07は、各種ダウンロードページのオフライン用プログラム及び資料に掲載します。)

例) 電子申請書作成システムにおけるデータ更新の流れ

PRサイトから、道路情報便覧に関する更新情報を確認します。

お知らせ

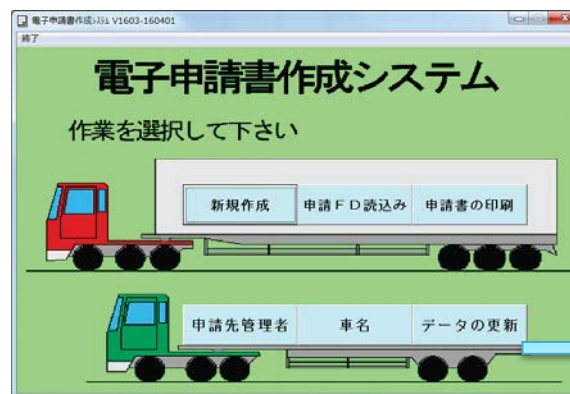
[以前のお知らせ](#)

平成28年XX年XX(-) 便覧情報 [道路情報便覧データ更新\(一部\)のお知らせ](#)

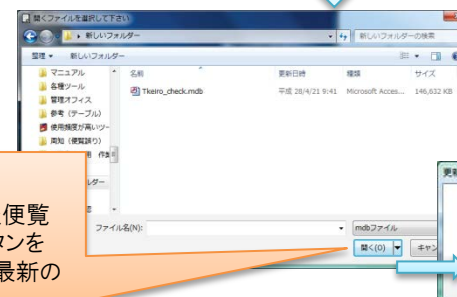
オフライン用プログラムおよび資料

名称	バージョン	概要
①電子申請書作成システム NEW!	Ver.201607	インターネットに接続することなくパソコンで特殊車両通行許可申請書を作成するためのシステムです。(算定機能はありません。)
①便覧更新用データ (mdb) NEW!	16.XX.XX	電子申請書作成システムの最新の道路情報便覧が収録されたデータ更新用のMDBファイルを提供します。
②道路情報便覧表示システム NEW!	Ver.201607	特殊車両通行許可申請における通行経路表の作成に必要な交差点番号を確認することができるプログラムです。
②便覧更新用データ (mdb) NEW!	16.XX.XX	道路情報便覧表示システムの最新の道路情報便覧が収録されたデータ更新用のMDBファイルを提供します。
③道路情報便覧付図表示システム	Ver.201603	特殊車両通行許可申請における通行経路を地図上で作成するプログラムです。
電子申請書作成システム操作マニュアル NEW!	Ver.201607	
特殊車両通行許可申請書類作成要領 PDF	H23.4月版	申請書作成時、システム入力に活用できます。ご確認ください。

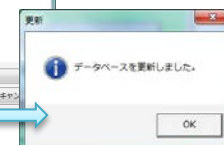
オフライン用プログラム及び道路情報便覧データの最新バージョンをダウンロードしてください。



＜操作＞
「データの更新」ボタンをクリックすると、更新対象とする道路情報便覧データの選択画面が表示されます。



＜操作＞
ダウンロードした最新版の道路情報便覧データファイルを選択し、「開く」ボタンを押します。道路情報便覧データが最新のものに自動で差し替わります。



(2) オフライン用プログラムにおける許可証(様式第二)の文言変更①

【概要】

電子申請書作成システムで作成される特殊車両通行許可証の印字内容を、特殊車両オンライン申請システムと同じ文言に変更しました。(行政不服審査法の改正を反映)

○ 電子申請書作成システムを用いて発行する許可証の変更内容

No	分類	変更点
1	不服申立ての手続き	「異議申立て」⇒「 審査請求 」に一元化
2	審査請求期間	現行60日⇒ 3か月 に延長

例)特殊車両通行許可証(様式第二)の文言変更後

様式第二

特殊車両通行 **許可** 申請書 (新規) 認定

平成 年 月 日

特殊車両通行 許可証 認定書

上記の通り 許可 認定 する。ただし、別紙の条件に従うこと。

許可証 認定書の有効期間 自: 年 月 日 至: 年 月 日 道路管理者

第 号

年 月 日

【Ⅰ】許可証又は認定書(以下「本証」という。)の取扱いの注意事項

1. 本証の交付を受けた者は、通行中本証を当該車両に備え付けなければならない。
2. 本証は、本証に記載された車両以外の車両には使用することはできない。
3. 通行に際し、本証に記載されている通行条件、通行経路等は厳守しなければならない。
4. 通行条件等に関し、道路管理者等から措置命令を受けた場合には、それに従わなければならない。
5. 本証に記載されている車両諸元、通行経路等に変更があった場合には、道路管理者に変更の申請を行い、許可を得なければならない。

【Ⅱ】**審査請求**又は処分の取消しの訴え

この特殊車両通行許可又は認定について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、本証を受け取った日の翌日から起算して**3か月以内**に、**審査請求**をすることができる。(なお、本証を受け取った日の翌日から起算しては**3か月以内**である。)

また、行政事件訴訟法の定めるところにより、本証を受け取った日(当該処分につき、**審査請求**した場合には、それぞ、これに対する**裁決**を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、**審査請求**をすることができる。(なお、本証を受け取った日又は**裁決**の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内である。)

(訴訟において、これを代表する者は、**審査請求**を提起することができる。)

(なお、本証を受け取った日又は**裁決**の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内である。)

オフライン用プログラム利用時に出力される許可証(様式第二)の備考についても、印字内容を変更しました。

備考

- 【Ⅰ】申請書の記載要領
1. 「許可認定」及び「(新規、更新、変更)」については、該当するものを○で囲むものとし、変更は< >内に変更事由(車両交換、車両台数の減、通行経路の変更等)を記載すること。
 2. 氏名又は代表者名の記載を自署で行う場合には、「会社名・氏名」の欄の押印を省略することができる。
 3. 「車種区分」の欄には、「トラック」、「建設機械」、「セミトレーラ」、「ポルトレーラ」、「フルトレーラ」、「ダンプトラック」等具体的に記載すること。
 4. 「車両番号等」の欄には、道路運送車両法により当該車両に取り付けられた自動車登録番号又は車両番号/自動車検査証番号を記載すること。
 5. 「車名及び型式」の欄には、道路運送車両法に基づき運輸大臣により指定された車名及び型式を記載すること。ただし、連結車にあっては、上段にけん引車(トラック、トラクタ)、下段に被けん引車(トレーラ)の登録番号等を記載すること。
 6. 「車両諸元」の欄中「最小離接軸距」には、隣り合う車軸に係る軸距のうち、最も小さいものを記載すること。
 7. 「更新又は変更経緯」の欄中「車両台数」の欄には、トラック、トラクタ/トレーラの台数を記載すること。
 8. 「通行経路記入欄」については、出発地、主たる経路地、目的地を記載すること。
 9. 申請書には、次の書類及び図面(以下「附属書類」という。)を添付すること。ただし、道路管理者が定める場合においては、車両の諸元に関する説明書及び経路表に代えて、当該書類に明示すべき事項を記録したフレキシブルディスクによることができる。
 - (1) 道路運送車両法による自動車検査証の写し
 - (2) 車両の諸元に関する説明書
 - (3) 経路図及び経路表
 - (4) 道路運送法による一般旅客自動車運送事業の免許を受けているものにあつては、当該免許証の写し
 10. 更新又は変更の場合にあっては、附属書類の一部を省略することができる。
- 【Ⅱ】許可証又は認定書(以下「本証」という。)の取扱いの注意事項
1. 本証の交付を受けた者は、通行中本証を当該車両に備え付けなければならない。
 2. 本証は、本証に記載された車両以外の車両には使用することはできない。
 3. 通行に際し、本証及び附属書類に記載されている通行条件、通行経路等は厳守しなければならない。
 4. 通行条件等に関し、道路管理者等から措置命令を受けた場合には、それに従わなければならない。
 5. 本証及び附属書類に記載されている事項中車両諸元、通行経路等に変更があった場合には、道路管理者に変更の申請を行い、許可を得なければならない。
 6. 以上の各事項に違反した場合には、道路法の規定に基づき懲役又は罰金の刑に処せられることがある。
- 【Ⅲ】審査請求
- この特殊車両通行許可又は認定について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、本証を受け取った日の翌日から起算して**3か月以内**に**審査請求**をすることができる。

(2) オフライン用プログラムにおける許可証(様式第二)の文言変更②

【参考】

平成28年4月1日より、改正行政不服審査法が施行されました。これにあわせ、特殊車両オンライン申請システムにより出力される許可証の文言を変更しています。このたび、電子申請書作成システムのオフラインプログラムにより出力される許可証の文言も変更しています。

【行政不服審査法の改正点（総務省資料 http://www.soumu.go.jp/main_content/000297540.pdf より）】

■ 審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入

処分に関与しない職員（審理員）が両者の主張を公平に審理
有識者から成る第三者機関が大臣等（審査庁）の判断をチェック

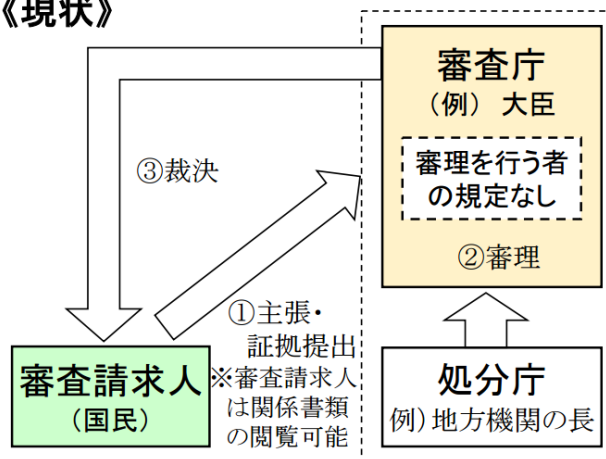
■ 不服申立ての手続を「審査請求」に一元化

「異議申立て」は廃止し、手続保証の水準が向上

■ 審査請求をすることができる期間を3か月に延長

○ 行政不服審査法改正後の審査請求イメージ図

《現状》



《改正後》

